

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、多国籍企業課税に向けた新しいグローバル合意達成のためのワークプランを採択

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年5月31日、経済協力開発機構(OECD)は、「経済のデジタル化によって生じる租税問題についての合意解決策を策定するための作業プログラム(以下、「ワークプラン」)」を公表しました。

ワークプランでは、税源浸食・利益移転に関するOECD/G20包摂的枠組み(OECD/G20 Inclusive Framework on BEPS)に参加している129カ国により合意された、経済のデジタル化によって生じる租税問題を解決するためのプロセスが説明されています。5月28日から29日に、99カ国または地域からの代表者289名および10のオブザーバー機関が参集した包摂的枠組の総会にて本ワークプランが承認されました。本ワークプランは、6月8日から9日にかけて福岡で開催されたG20財務大臣会合にて、アンヘル・グリアOECD事務総長により発表され、各国財務大臣の承認が求められました。

ワークプランの下で、経済のデジタル化の課題に対する長期的解決策の中核的要素の概要を包摂的枠組に提出し、2020年1月に合意を目指す予定です。また、2020年末までに最終合意することを目標として、2020年中に解決策の方針と技術的詳細を具体化する作業を行う予定です。

本アラートでは、ワークプランに記載されているプロセスとスケジュールを中心に解説します。また、近日中にワークプランの内容に関するより詳細なアラートを発行する予定です。

詳細解説

ワークプランは、今年初旬に公表された経済のデジタル化によって生じる租税問題の解決に関するOECD文書に記載されている2つの柱について述べています。¹

- ▶ 第1の柱 - ネクサスおよび利得配分に関する見直しについての提案
- ▶ 第2の柱 - グローバルな税源浸食防止措置についての提案

ワークプランでは、両柱間に重複があることを認識しており、作業の進捗に合わせて重複について検討する必要があることを認識しています。

ワークプランには、2020年末までに合意された長期的解決策を公表するというOECDの目標が記されており、このスケジュールで解決策を公表するには、2020年1月までに解決策の大枠について合意する必要があると述べています。当該大枠には、両柱の性質とその相互作用を確定することが含まれ、第1の柱の下で検討される選択肢を厳選する予定です。

とりわけ、本作業では国際課税制度の根本的な要素を再検討することが含まれている点を考慮すると、これは過密なスケジュールであることをワークプランは認めています。各国で経済のデジタル化への対応が緊急の政治的課題となっている現状を受けて本スケジュールが策定されていることが伺えます。ワークプランでは、スケジュールの早期に政治レベルのインプットが必要であることも認識しており、今後OECDが行う解決策の経済分析および影響評価に合わせて政治レベルのインプットが行われる予定です。

両柱の実質的な作業を担当するOECDサブグループは、今年6月、7月および今年下期に会合を開き、解決策の大枠に関連する技術的な問題について検討します。2020年1月に当該大枠について合意後、2020年末までに最終合意された解決策を公表するために、2020年中に方針及び技術的詳細を詰める作業が続けられます。複数のプロポーザルを絞り込む過程で、利害関係者からのフィードバックを得るために、必要に応じて公聴会を実施することも予定されています。

今後の影響

ワークプランに挙げられるプロポーザルは、デジタルビジネスやデジタルビジネスモデルの域を大幅に超えた影響力を有すると考えられます。これらのプロポーザルは、現在多国籍企業が依拠している国際課税ルール全体に重大な変更をもたらす可能性があります。向こう数か月間でプロポーザルに関する進展が明らかになる予定ですので、引き続きOECDの動向を注視することが重要と考えられます。

近日中に本ワークプランの内容に関するより詳細なアラートを発行する予定です。

巻末注

1. 2019年2月14日付EY Global Tax Alerts「[OECD opens public consultation on addressing tax challenges arising from digitalization of the economy: time-sensitive issue impacting all multinational enterprises](#)」、および2019年3月18日付EY Global Alert「[OECD hosts public consultation on document proposing significant changes to the international tax system](#)」をご参照ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
野本 誠
大堀 秀樹

パートナー
パートナー
シニアマネージャー

ichiro.suto@jp.ey.com
makoto.nomoto@jp.ey.com
hideki.ohori@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan
最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190612

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp